



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー (特定社会保険労務士)

飯塚 俊哉

医療現場におけるパワハラリスクと対応 ～医療労働とパワハラ～

医療の仕事は、高度な頭脳労働かつ肉体労働である上に、スタッフには患者さんに対して感情の抑制が求められる場面も多いことから、感情労働の側面も強く、極めて高いストレス負荷がかかる労働環境であると言えます。

また、患者さんの命を預かるという業務の性質上ミスが許されないため、緊張を強いられることが多く、業務が多忙なこともあり、とすればスタッフ間での摩擦も起こりやすい職場環境でもあります。

さらに医療従事者は、医師や看護師をはじめとする専門家集団から構成されており、スタッフ個々の自律性が高く、一般企業に比べると組織としての統治が行き届きにくいことも、医療現場の特徴の一つです。

このように非常に高いストレスがかかり、かつ、組織としての統治が行き届きにくいという労働環境は、まさにパワーハラスメント＝パワハラ発生の温床である、といえます。

医療現場ではどのようなパワハラが発生しやすいか、その類型について7月20日号でご説明しようと思います。

いつかは
お役に
立ちます

労務管理実務Q & A

医療労務管理アドバイザー (特定社会保険労務士)

名雪 雅美

Q. 新設の夜勤時間特別入院基本料とは

A. 看護職員の月平均夜勤時間72時間以下の要件を満たせなくなった場合、直近3ヶ月に限り、月平均夜勤時間超過減算となり、入院基本料の85/100を算定します。なお、その間に夜勤のできる看護職員が確保できなかった場合、特別入院基本料(入院基本料の36.7/100)の算定となります。

新設の夜勤時間特別入院基本料とは、一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料2、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料を算定可能な病棟で、

- (1) 月平均夜勤時間が72時間以下であるという要件以外の施設基準は満足していること。
- (2) 医師会に設置されている医療勤務改善支援センターに勤務環境改善について相談し、相談状況及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を毎月10日までに地方厚生(支)局長に提出することにより
 - (1) 入院基本料の70/100に相当する点数
 - (2) (1)の点数が特別入院基本料の点数を下回る場合は、特別入院基本料に10点を加えた点数を算定することができます。

【一般病棟7対1入院基本料の場合の例】

《現行》

通常	月平均夜勤時間超過減算		特別入院基本料
1,591点	1,273点 (▲318点) 1,591点の80%	→	584点 (▲1,007点) 1,591点の36.7%



《改定》

通常	月平均夜勤時間超過減算	夜勤時間特別入院基本料(新)	特別入院基本料
1,591点	1,352点 (▲239点) 1,591点の85%	1,114点 (▲477点) 1,591点の70%	584点 (▲1,007点) 1,591点の36.7%